

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009横第30号	
事故等名	貨物船第二観音丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年11月24日07時10分ごろ	
発生場所	名古屋港稲永ふ頭北東方灯浮標から真方位084° 1,720m (北緯35° 05.2'、東経136° 53.4')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月26日横浜・地方事故調査官が海難報告書を入力し、2月17日及び2月18日船舶所有者及び機関製造業者から損傷状況等を口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 貨物船 第二観音丸 499 トン 船舶番号 140775 船舶所有者等 平井海運有限会社	
乗組員等に関する情報	機関長 五級海技士(機関)	
負傷者	なし	
損傷	主機逆転機前後進切替えシリンダ損傷	
事故等の経過	本船は、平成20年5月13日に就航し、同年11月22日21時40分ごろ千葉港を発し、名古屋港に向け航行中、過給機が異音を発したことから、同機の開放点検を名古屋港で実施することとなった。名古屋港において、機関長が、過給機の開放点検に掛かりやすいように、予め過給機からエアフィルタ(重さ約50kg)を取り外そうと、エアフィルタの固定用ボルトを外したところ、平成20年11月24日07時10分ごろ、エアフィルタが落下して、主機逆転機前後進切替えシリンダが損傷した。	
分析	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 判明した事項の解析 機関長は、過給機開放点検前に、エアフィルタを取り外す際、落下防止措置を取らないまま、固定用ボルトを外したため、エアフィルタが落下したものと考えられる。	
原因	本インシデントは、機関長が過給機エアフィルタを取り外す際、落下防止措置をとらないまま、固定用ボルトを取り外したため、エアフィルタが落下して主機が損傷したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	船舶所有者は、機関長に、次回から落下防止措置を施したうえ、過給機エアフィルタの取り外しを行うよう指示した。	